

香川労働局発表
令和3年11月19日

報道関係者 各位

担当	香川労働局労働基準部		
	監督課長	森脇 忠臣	
当	主任労働基準監察監督官		小林 知己
	(電話) 087-811-8918		
	(夜間) 087-811-8926		
	https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/		

「ベストプラクティス企業への職場訪問」を実施します

～ 香川労働局長が四国労働金庫を訪問します ～

香川労働局（局長 ^{まつせ たかひろ} 松瀬 貴裕）では、11月の「過労死等防止啓発月間」における過重労働解消キャンペーンの一環として、長時間労働の削減等に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を香川労働局長が訪問します。

■実施日時 令和3年11月29日（月） 14:30～15:30（目途）

■訪問先 四国労働金庫 本店
（所在地：高松市浜ノ町72番3号）

■内 容 香川労働局長が長時間労働の削減等に積極的な取組を行っている企業を訪問し、企業トップとの意見交換を行います。
他の企業の参考とするため、当該企業の取組事例を広く紹介します。

■当日の取材希望

現地での同行取材ができますので、取材を希望される場合は、令和3年11月25日（木）17:00までに上記担当まで連絡をお願いします。

【添付資料】

○「過労死等防止啓発月間」の取組概要

「過労死等防止啓発月間」の取組概要

1 周知・啓発

① 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、47 都道府県 48 会場（東京は2会場）でシンポジウムを開催します（厚生労働省委託事業。無料でどなたでも参加できます。）。

香川会場では、過労死ゼロを目指し、有識者や過労死をされた方のご遺族にご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策等についてご講演いただきます。

○ 実施日時 : 11月1日(月) 14:00 から 16:00

○ 開催場所 : かがわ国際会議場（高松シンボルタワー タワー棟6階）

○ 内 容 : 弁護士による基調講演、過労死遺族の声など

② ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発を実施します

国民一人ひとりが自身にも関わることで、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン

① 経営者団体、労働組合等に対して要請します

県下の主要な経営者団体、労働組合等に対し傘下の企業及び労働組合において長時間労働の削減等に向けた取組が実施されるよう、文書要請をします。

② 香川労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

香川労働局長が長時間労働の削減等に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて紹介します。

③ 重点的な監督指導を実施します

長時間にわたる過重労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などに重点的な監督指導を行います。

④ 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日を設定します

10月31日(日)から11月6日(土)を過重労働解消相談受付集中週間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、最終日に当たる11月6日(土)を「特別労働相談受付日」として、「**過重労働解消相談ダイヤル(無料)**」を設置し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、労働局の担当官が相談に対応します（四国ブロックは香川労働局で実施）。

「**過重労働解消相談ダイヤル(無料)**」

○ 受付日時 : 令和3年11月6日(土) 9:00 から 17:00

○ フリーダイヤル : 0120 - 794 - 713

⑤ 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月までの間に、オンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」（厚生労働省委託事業）を実施します（無料でどなたでも参加できます。）。